

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の第3次改正等について(概要)

- 機能性表示食品は、食品表示法に基づく食品表示基準に規定され、科学的根拠に基づき機能性関与成分の機能性を表示する食品。
- 機能性表示食品は販売日の60日前までに消費者庁長官に必要な事項を届け出る必要がある。
- 届出においては、次長通知に基づく「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」等にのっとり、データベースで必要な資料を提出する。制度の課題等に対応するため、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の第3次改正等を平成30年3月28日に行った。

課題

改正点

期待される効果

運用の課題

① 煩雑な届出資料
(規制改革実施計画)

① 届出資料の簡素化
・ 届出資料への入力項目数を約30%削減

① 事業者の届出時の負担軽減及びミスの減少

② 届出確認事務の遅滞
(規制改革実施計画)

② 届出確認の迅速化
・ 事業者団体等の事前確認を経た旨を届出
・ 公表済みの届出食品と同一性を失わない程度の変更である旨を届出

② 届出手続の迅速化
・ 事業者の事業展開上の予見可能性の向上
・ 消費者が販売前に届出資料を確認できる期間の確保

③ 生鮮食品の届出件数が低調
(規制改革実施計画)

③ 生鮮食品の特徴を踏まえた取扱い
・ 一日摂取目安の一部を摂取できる旨の表示の追加
・ 生鮮食品に係るQ&Aの拡充

③ 生鮮食品の機能性の表示による消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保

対象成分の拡大

④ 栄養成分及び機能性関与成分が明確でない食品の取扱い
(機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会報告書)

④ 対象となる機能性関与成分の拡大
・ 糖質、糖類の取扱いを明記
・ 植物エキス及び分泌物の取扱いを明記

④ 機能性表示食品の増加
・ 事業者による消費者の需要に則した食品の生産
・ 消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保

情報提供

⑤ 第三者による成分分析ができない
(機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会報告書)

⑤ 分析方法を示す資料の開示
(必要に応じてマスキング)

⑤ 消費者の信頼性の確保
・ 第三者による分析方法の妥当性の検証
・ 第三者による買上調査による検証

⑥ 販売の有無を確認できない
(消費者庁調査)

⑥ 事業者による届出後の販売状況の届出

⑥ 消費者が食品を選択するための情報提供の確保

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の第3次改正等について(運用開始時期)

○ 平成30年3月に改正した「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の運用は、機能性表示食品届出データベースの改修を要するため、運用開始時期は以下のとおりとする。

